

論文の内容の要旨

論文題目 事業再編会計—資産の評価と利益の認識

氏 名 大雄 智

本論文の課題は、事業再編会計において、移転事業の資産が評価替えされる条件、すなわち移転事業ののれんや含み損益が認識される条件を明らかにすることである。それは、会計上の実現概念の意味を検討することにほかならないが、実現概念の意味は取引の実質（事業の動態）をとらえる視点に依存する。本論文では、資産の評価替えとのれんや含み損益の認識が、事業投資の継続・非継続を判断するための視点、すなわち支配の継続性と持分の継続性に依存することを体系的に説明している。

支配とは、資産（経済的資源）を自由に使用したり処分したりすることのできる排他的な力であり、その主体は企業である。また、持分とは、事業から生じるキャッシュ・フローに対する権益または請求権であり、その主体は株主である。支配概念と持分概念をこのように定義したうえで、本論文では、事業再編取引の実質を支配の継続性と持分の継続性という2つの観点から判断し、それぞれに対応する会計方法を明らかにした。それは、会計基準または実務において、資産の評価替えとのれんや含み損益の認識が、支配の獲得・喪失を条件としているのか、それとも、持分の取得・清算を条件としているのかをたしかめるための作業であった。前者は企業資産の増加と減少にもとづいて利益を測定するアプローチということができ、後者は株主資本の投下と回収にもとづいて利益を測定するアプローチということができる。

取引の実質が支配の継続性と持分の継続性という2つの観点からとらえられるとすれば、事

業再編取引は、支配の獲得・喪失を伴う取引であるかどうか、および、持分の取得・清算を伴う取引であるかどうかによって4つの類型に分けられる。第1章では、それぞれの類型にあてはまる取引を例示したうえで、それぞれに適用される会計方法を明らかにした。そこでは、どちらの観点にしたがうかで事業投資の継続・非継続についての判断が異なりうこと、つまり、支配と持分のどちらを基本概念とみるかで適用される会計方法が異なりうることが示された。

第2章では、アメリカにおける企業結合会計基準の変遷を概観し、株式の交換による合併の実質がどのような観点からとらえられてきたのか明らかにした。1950年に公表されたARB 40では、基本的には、持分の継続性にしたがって合併の実質（パーチエスか持分プーリングか）が判断されていた。そこでは、株主の持分が清算されたかどうかで事業投資の継続・非継続が判断され、その事業を構成する資産の評価替えもそれに依存していた。この考え方は、その後に公表されたARB 43、ARB 48、APBO 16にも受け継がれており、アメリカの会計基準における支配的な考え方であったといつてよい。それは、かつての会計基準が、株主資本の投下と回収にもとづく利益測定を志向していたことを示唆している。

ところが、2001年に公表されたSFAS 141では、持分の継続性の観点が排除され、もっぱら支配の継続性によって合併の実質が判断されている。そこでは、企業の支配が失われたかどうかで事業投資の継続・非継続が判断され、その事業を構成する資産の評価替えもそれに依存する。株主資本の投下と回収ではなく、企業資産の増加と減少にもとづいて利益測定が行なわれるるのである。

SFAS 141の考え方を与件とするならば、矛盾のない会計基準では、企業結合と同じように、親会社による子会社株式の取得や売却についても、支配の継続性によってその実質が判断され、それに応じた会計方法が適用されるはずである。第3章で述べたとおり、2007年に公表されたSFAS 160によると、支配の獲得・喪失を伴わない子会社株式の追加取得や一部売却は資本取引として処理される。また、支配の獲得・喪失を伴う子会社株式の段階取得や売却では、支配獲得前に取得した株式の含み損益や支配喪失後に保持する株式の含み損益をどのように処理するのかが問題となるが、SFAS 141RおよびSFAS 160では、その含み損益が支配獲得日または喪失日に実現利益として処理されることになっている。そこでは、会計上の事業投資と金融投資の区別が支配の獲得・喪失に依存している。

第4章では、アメリカの企業結合会計基準のフレームワークと日本のそれとを比較した。日本の基準は、かつてのアメリカの基準と同じく、持分の継続性を基本概念とし、それにもとづいて企業結合の実質を「取得」と「持分の結合」とに識別している。持分プーリング法を廃止

した現在の基準においても、この基本概念は放棄されていない。それに対して、現行のアメリカの基準では、持分プーリング法を廃止することと、持分の継続性という概念を否定することが結びついている。こうした概念上の差異が、企業結合以外の取引すなわち子会社少数株主との取引に適用される会計方法の違いにつながるのである。

第5章以降では、それまでの準拠枠を前提としながら、事例分析をとおして事業再編会計をめぐる諸問題を検討した。

第5章では、昭和電工によるアルミナ・アルミニウム事業の分離と再吸収の事例を分析した。これは、事業投資が継続しているにもかかわらず、その資産の含み益が認識され、利益測定の基礎が改訂された事例であった。第6章でも昭和電工の事例を分析したが、そこでの問題は子会社合併の会計方法であった。この事例では、合併の過程で子会社の土地が評価替えとともに、過去に計上されたのれんの償却費用が利益剰余金に戻し入れられていた。支配の変化も持分の変化も生じさせない子会社合併に伴い、利益測定の基礎が改訂されたのである。

第7章では、ソニーによる子会社上場の事例をとおして、子会社公募増資の会計方法を検討した。ソニーは子会社ソニー・ミュージックエンタテインメントの上場に伴う持分増加額を実現利益として処理したが、この会計処理は、支配の継続性の観点からも持分の継続性の観点からも説明できない。ただし、子会社の公募増資を少数株主持分の売却とみなし、子会社投資の含み益を認識するこの処理では、持分の継続性にしたがった利益測定が志向されているといえる。キャッシュ・フローを伴わない持株比率の減少を持分の清算とみることはもちろん問題だが、こうした擬制自体は、ソニーが株主資本の投下と回収にもとづく利益測定を志向していたことを示唆している。

第8章では、会社分割の事例をとおして、含み損益の認識が、資産に対する支配の喪失を条件としているのか、それとも、事業のキャッシュ・フローに対する持分の清算を条件としているのかを検討した。近年の会計基準では、支配の喪失に伴って損益を認識する傾向が強いが、分割型新設分割やスピン・オフでは、分割会社が移転事業の資産に対する支配を喪失するにもかかわらず、移転損益は認識されない。また、この章で分析したコナミの事例では、移転事業に対する持株比率の減少分に相当する移転利益が認識されており、持分の清算を損益認識の条件とする考え方方が反映されている。

第9章では、ジョイント・ベンチャー設立の事例をとおして、分割会社（共同支配投資企業）における移転損益の認識とジョイント・ベンチャーにおける承継資産の評価について検討した。

また、ジョイント・ベンチャーに対する持分の報告方法として持分法を適用するのか比例連結を適用するのかという問題、さらに、ベンチャー・キャピタルによる投資を事業投資として処理するのか金融投資として処理するのかという問題についても検討した。近年、これらの会計問題は支配概念や資産概念にてらして議論されることが多いが、この章では、株主資本の転換過程や投資の性質にてらして議論されている。

第 10 章では、非貨幣性資産の交換の事例をとおして、持分概念の意義と収益認識規準との関係を検討した。現金や現金請求権を対価とする取引と違って、非貨幣性資産の交換では、それによって投資が清算されたといえるのかどうかがはつきりしない。そこでは、譲渡資産の含み損益を認識すべきかどうか、また、譲受資産を譲渡資産の時価で評価すべきかどうかが、投資の継続・非継続の判断に依存する。そしてその判断は、持分を、株主が払い込んだ貨幣資本によってとらえるのか、企業が支配する将来の経済的便益によってとらえるのかで異なりうる。

第 11 章では、信託を利用した不動産証券化の事例をとおして、譲渡資産のオフバランス化と売却損益の認識について検討した。信託を利用した不動産証券化では、しばしば、受益権が優先部分と劣後部分とに分割され、かつ、譲渡人が劣後部分を留保することがある。また、東武鉄道や UFJ 銀行の事例のように、譲渡人が信託銀行と譲渡不動産の賃貸借契約を締結することもある。こうしたスキームは、リスク・経済価値アプローチにおけるリスクの尺度、および、リスク・経済価値アプローチと収益認識規準との関係について再考を促している。

終章にあたる第 12 章では、本論文の準拠枠を再度確認したうえで、利益測定をめぐる 2 つの類型、すなわち、株主から企業へのキャッシュ・フローを利益測定の原点とする類型と顧客から企業へのキャッシュ・フローを利益測定の原点とする類型を議論した。支配と持分という 2 つの概念を核として事業再編会計を体系づけるとともに、それを一般的な利益測定フレームワークに結びつけた点が本論文の特徴である。